

「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

(19年3月13日提出)

今日の社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、社会から子どもの健やかな育ちに必要な力が失われつつある中で、社会の宝として、大切に守り、育てられるべき子どもたちが、社会の歪みの中に巻き込まれ、尊い命が犠牲となる事件が後を絶たない。

本市では、京都のまちで培われてきた次代を担う子どもたちを育む自治の精神と地域ぐるみでの人づくりの伝統に依拠しつつ、子どもを健やかに育むための大人の行動規範として全国に例のない「子どもを共に育む京都市民憲章」を、広範な市民とのパートナーシップにより、去る2月5日に制定し、2月24日の憲章制定記念の集いにおいて、憲章の趣旨を実践していくことを誓い合われた。

よって、本市においては、本市民憲章の積極的な普及啓発に努め、社会のあらゆる場において実践されるよう取り組み、市民ぐるみで子どもたちを健やかに育む気運をより一層盛り上げていくことを強く求めるとともに、市会としても、憲章の着実な推進に向け、強力に支援していくこととする。

以上、決議する。